

社会福祉法人ハートフル記念会
あさお訪問介護ステーション
運営規程（川崎市移動支援事業）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ハートフル記念会が運営するあさお訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく地域生活支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な移動支援サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、屋外での移動が困難な利用者が地域における自立生活及び社会参加を促すよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、社会生活上必要不可欠な外出等における移動の介護を適切に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、川崎市、他の障害福祉サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 あさお訪問介護ステーション

2 所在地 川崎市麻生区栗木台1丁目 13番地5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤職員・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 サービス提供責任者 2名（常勤職員・兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、移動支援計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

- 3 従業者 3名（常勤職員・兼務1名、非常勤職員・専従1名、兼務1名）
従業者は、移動支援計画に基づき、移動支援サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月曜日～土曜日及び祝日
（日曜日及び12月30日から1月3日は要相談）
- 2 営業時間：午前8時30分～午後6時
- 3 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

（主たる対象者）

第6条 事業所の主たる対象者は特定しない。

（事業の内容）

第7条 この事業所が提供する事業の内容は、外出時における支援とする。

（費用の額）

第8条 事業所が移動支援サービスを提供した場合の費用の額は、川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める基準によるものとする。

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

- 第9条 事業所は、移動支援サービスを提供した際は、支給決定障害者等から、川崎市が定める利用者負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 事業所は、要綱に定める代理受領を行わない移動支援サービスを提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、これに係るサービス費用の額を支給決定障害者等から徴収することができる。
 - 3 事業所は、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて事業を行う場合は、それに要した交通費の実費（移動に要する実費）の支払を支給決定障害者等から徴収することができる。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり50円とする。
 - 4 事業所は、移動支援サービス又はその他サービスの提供に要した費用について、その支払を受けた場合は、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し、個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。
 - 5 事業所は、第2項及び第3項のサービス提供にあたっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

神奈川県川崎市麻生区、同多摩区、並びに東京都稲城市、同町田市、同調布市、同府中市とする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、移動支援サービスの提供中に、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡その他必要な措置を講じるとともに、管理者又はサービス提供責任者に報告するものとする。

2 従業者は、利用者に対する移動支援サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等に連絡するとともに、管理者又はサービス提供責任者及び川崎市に報告し、必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第 12 条 事業所は、提供した移動支援サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した移動支援サービスに関し、川崎市が行う文書その他物件の提示若しくは提出の求め又は川崎市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して川崎市が行う調査に協力するとともに、河岸から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「川崎市個人情報の保護に関する条例」等関係規程を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所における移動支援サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 15 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の使用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症対策に関する事項)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は従業者の資質向上のため研修(第12条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との

雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ハートフル記念会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和7年3月1日から施行する。